

Title	法人の悪意・善意有過失とは何か：ドイツ法における「悪意の帰責」法理と「情報伝達上の組織編成義務」法理を手がかりに
Author(s)	溝渕, 将章
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/34008
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 （ 溝 渕 将 章 ）	
論文題名	法人の悪意・善意有過失とは何か —ドイツ法における「悪意の帰責」法理と「情報伝達上の組織編成義務」法理を手がかりに—
論文内容の要旨	
<p>民法には、心裡留保による意思表示の無効判断や、善意取得の可否、不当利得返還義務の範囲の決定など、当事者が悪意・善意有過失であったことにより、その法律上の地位が左右される場面が数多く存在する。いずれの場面においても、悪意・善意有過失の当事者は法律上不利な取り扱いをうけ、そうすることで当事者間の法的利害の調整が図られている。このように、悪意・善意有過失を要件とする法規範は、私法上の利害対立の調整に重要な役割を担っている。</p> <p>自然人と異なり、自ら行為したり、事実を認識したりすることができない法人が法律関係の当事者として登場する場合、法人が悪意・善意有過失であったかどうかは、その法人のために活動した自然人、たとえば、代表機関の構成員や、代理人、被用者が悪意・善意有過失であったかどうかにより判断されることになる。それらの自然人が悪意・善意有過失であることに基づいて、法人は悪意（善意有過失）者としての不利な法的扱いを受けるわけである。この法的判断との関係で、以下の法解釈上の問題が発生する。第一に、法人が、他人である代表機関構成員や代理人、被用者の悪意・善意有過失に基づいて法律上の不利な扱いを受けるとする、その実質的正当化根拠は何か。第二に、複数の機関構成員・代理人・被用者のうち、法人はどの者の悪意・善意有過失に基づいて、悪意（善意有過失）者とされるのか、である。我が国には従来、この点を意識的かつ明確に論じた先行研究が存在しておらず、この解釈問題を論じることが、本稿の目的である。その際、本稿はドイツ法における議論を参考にした。その議論の概要は次の通りである。①法人のために実際に行っていた代表機関構成員や代理人・被用者、また、代理権を有していなくても実質上代理人に比肩する職務にある補助者（「認識代理人」）が悪意・善意有過失であることにより、法人は悪意（善意有過失）者としての扱いを受ける（「悪意の帰責」法理）。このことを正当化する実質的根拠は、i）悪意・善意有過失を要件とする法規範が、自然人が直接法律関係の当事者として登場する場合と等しい形で、法人にも適用されなければならないこと、ii）機関構成員や代理人・被用者の活動から分業の利益を享受している法人側の報償責任、にある。②意思決定やその準備行為などの形で直接行為に携わらなかった機関構成員や被用者の悪意に基づいて、法人が直ちに悪意者としての扱いを受けることはない。しかし、それらの者から、当該悪意によって効力を左右される行為を法人のために実際に行う行為者（機関構成員や代理人）へと、当該情報が伝達されるように確保する信義則上の義務を、法人は負う。法人がこの義務に違反した結果、情報が行為者へと伝わらなかった場合、行為者が善意であったとしても、法人は悪意者としての責任を負う（「情報伝達上の組織編成義務」法理）。</p> <p>以上のドイツ法で得た知見をもとに、本稿は日本法において、以下のような解釈を展開すべきことを提示した。</p> <p>法人がその補助者の悪意・善意有過失に基づいて悪意（善意有過失）者としての扱いを受ける実質的根拠は、i）悪意・善意有過失を要件とする法規範が、自然人による直接行為の場合と等しい形で法人に適用されるようにし、法人と取引する相手方が、自然人との取引の場合と比べて不利な地位に置かれないようにするという配慮と、ii）法人側の報償責任に求められる。①法人のために意思決定をする代表機関や代理人（代理権を有する被用者）、また、②当該意思決定の準備行為（契約交渉など）を法人のために行い、当該行為の効力に影響しうる情報を取得する地位に立つ被用者が悪意・善意有過失である場合、i）ii）の配慮に基づいて、法人は悪意（善意有過失）者として扱われる。これに対して、③当該行為に直接携わらなかった被用者の悪意に基づき、法人が直ちに悪意者として扱われることはない。とくに③との関係ではii）の視点が当てはまらないためである。しかし、i）の配慮は③との関係でも可能な限り実現されるべきである。そこで、法人は、ドイツ法のところで確認したような「情報伝達上の組織編成義務」を負う。その義務違反に基づいて、法人が悪意者としての扱いを受ける余地がある。</p> <p>以上、本稿は、法人内部の補助者を①ないし③のように類型化し、それぞれについて異なった法的根拠、要件のもと、その悪意・善意有過失につき、法人が悪意（善意有過失）者として扱われるとの見解をとっている。その要件論の明確化などを今後の課題として確認し、本稿は擱筆している。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (溝 渕 将 章)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	准教授	松井 和彦
	副 査	教 授	平田 健治
	副 査	教 授	石田 剛

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要

民法には、取得時効、善意取得の可否、不当利得返還義務の範囲の決定など、当事者が悪意（善意有過失）であったことにより、その法律上の地位が左右される場面が数多く存在する。その際、当事者が自然人であり、当該当事者がひとりで行為する場合には、当該当事者の善意・悪意ないし過失の有無を問題にすればよいが、当該当事者が法人である場合には、誰を基準に善意・悪意（善意有過失）を判断すべきかが問題となる。例えば、法人を代表して契約を締結した行為者がある事柄について善意であるが、当該契約交渉の準備を行ったにとどまる補助者が悪意である場合や、当該契約締結に直接関与しない被用者が悪意である場合に、法人が悪意であるのかが問題となる。

このような問題は、多様な場面で起こりうるにもかかわらず、わが民法典には手がかりが乏しく、判例・学説上の議論もあまり行われていない。たしかに、判例・学説は、法人の善意・悪意（善意有過失）を、当該法人のために行爲した自然人（機関構成員、代理人、被用者等）の善意・悪意（善意有過失）により判断している。しかし、その根拠や人的範囲に関する本格的な議論はほとんど見られない。

他方、ドイツにおいては、この問題は、判例・学説上、「悪意の帰責」法理として盛んに論じられている。溝渕氏は、上述のようなわが国の従来理論状況を整理し問題点を浮き彫りにした後、ドイツ法の状況を紹介・分析し、わが国の解釈論にとっての示唆を得ようとする。その際、溝渕氏は、問題となる場面を大きく3つに分けて検討を行う。第1は、法人の構成員が法人の代理人として行為を行った者、または代理権を有しないが意思決定やその準備行為などに関与した補助者等（認識代理人）が悪意（善意有過失）である場合、第2は、意思決定やその準備行為などに関与しなかった被用者（代理人でも認識代理人でもない被用者）が悪意（善意有過失）である場合、第3は、法人の機関構成員のひとりが悪意（善意有過失）である場合（この中には、当該機関構成員が行為に関与した場合としなかった場合がある。）である。

これらの問題について、溝渕氏は、ドイツ法の状況について、判例・学説の展開を詳細に紹介・分析したうえで、次のように整理する。

第1の場面では、代理人は、代理取引について代理人の善意・悪意（善意有過失）を基準とする旨を定めたドイツ民法（BGB）166条1項（わが民法101条1項に相当）により、代理人の悪意（善意有過失）は法人のそれと同視される。さらに、認識代理人についても同様に、BGB166条1項が適用される。このことを正当化する実質的根拠は、①悪意（善意有過失）を要件とする法規範が、自然人が直接法律関係の当事者として登場する場合と等しい形で、法人にも適用されなければならないこと（等置論）、②機関構成員、代理人、被用者、補助者等の活動から分業の利益を享受している法人側の報償責任にある。

第2の場面では、行為に直接関与しなかった被用者の悪意に基づいて、法人が直ちに悪意者としての扱いを受けることはない。しかし、これらの者から、当該悪意によって効力を左右される行為を法人のために実際に行う行為者へと、当該情報が伝達されるように確保すべき信義則上の義務（情報伝達上の組織編成義務）を、法人は負う。法人がこの義務に違反した結果、情報が行為者へと伝わらなかった場合、行為者が善意であったとしても、法人は悪意者としての責任を負う（「情報伝達上の組織編成義務」法理）。ここでは、悪意の被用者等によって法人が利益を得る関係が成り立たないので報償責任は妥当せず、等置論がその正当化根拠とされる。

第3の場面では、行為に関与している機関構成員の悪意（善意有過失）については、法人に関する機関説（わが国の

法人実在説に相当)の帰結として、法人の悪意(善意有過失)と同視され、行為に関与していない機関構成員の悪意(善意有過失)については、第2の場面と同様、「情報伝達上の組織編成義務」法理によって法人の悪意(善意有過失)が判断される。

以上のドイツ法で得た知見をもとに、溝渕氏は、次のような解釈論を提示する。

法人がその補助者の悪意(善意有過失)に基づいて悪意(善意有過失)者としての扱いを受ける実質的根拠は、(a)悪意(善意有過失)を要件とする法規範が、自然人による直接行為の場合と等しい形で法人に適用されるようにし、法人と取引する相手方が、自然人との取引の場合と比べて不利な地位に置かれないようにすべきとの等置論と、(b)法人側の報償責任に求められる。

これに基づき、①法人のために意思決定をする機関構成員や代理人(代理権を有する被用者)が悪意(善意有過失)である場合には、民法101条1項の類推適用により、法人は悪意(善意有過失)として扱われる。

②意思決定をする権限を有しないが当該意思決定の準備行為(契約交渉など)を法人のために行い、当該行為の効力に影響しうる情報を取得する地位に立つ補助者(機関構成員がこのような補助的な役割を果たしたにとどまる場合も含む)が、悪意(善意有過失)である場合には、信義則(民法1条2項)により、同様の結論となる。ただし、この場合には、当該補助者が法人のための事務処理の中で情報を取得したことが要件とされる。

これに対して、③当該行為に直接関与しなかった機関構成員や被用者の悪意(善意有過失)は、直ちに法人の悪意(善意有過失)を帰結しない。なぜなら、この場合には、当該被用者によって法人が利益を得る関係になく、報償責任の発想が妥当しないからである。しかし、等置論はこの場合にも妥当するため、法人は、情報伝達上の組織編成義務を負い、これに違反した場合には、法人は悪意と評価される。

2. 論文の評価

本論文が扱うテーマは、わが国においてこれまで漠然と「代表者・行為者の認識は法人の認識」という程度にしか理解されておらず、その根拠や人的範囲について本格的に議論されてこなかった。このような、これまで見過ごされてきたテーマに正面から取り組み、本格的な検討を行ったという点において、本論文は獨創性を有する。

このテーマは、ドイツでは議論の蓄積があり、その一部は「悪意の帰責」法理として確立し、他の一部は「情報伝達上の組織編成義務」法理として近時盛んに議論されているが、わが国ではほとんど紹介されていない。本論文は、これに関するドイツ法の判例・学説を網羅的に取り上げ、正確に紹介し、ひとつひとつを丹念に分析している。それと同時に、上記法理の歴史的展開の大きな流れを正確に把握し、個々の判決や学説をその中に適切に位置づけている。これらの点において、本論文は、ドイツ法研究としても高い価値を有すると認められる。このような研究をまとめた溝渕氏の語学力の高さ、ミクロ・マクロ双方の視点での分析力の確かさを見て取ることもできる。

さらに、ドイツ法の検討から示唆を得て提示されたわが国の解釈論にも、一定の説得力がある。とりわけ、民法101条1項の根底に報償責任的な発想があるとの指摘、相手方を平等に扱うべきとの観点から、行為者が自然人である場合と法人である場合とで悪意の評価に不公平が生じるべきではないとの指摘は重要である。これらの考えに基づき、行為に直接関与しない被用者等の悪意(善意有過失)について、「情報伝達上の組織編成義務」を媒介として法人の悪意を認定するという解釈論は、きわめて興味深い。

もっとも、本論文には、情報伝達上の組織編成義務が課せられるための要件が不明確であり、このため、この法理が妥当する領域が明らかでない。巨大企業においては数千～数万人の従業員がおり、全ての従業員の認識についてあらゆる情報共有を図るよう企業に義務づけることは、企業に過大な負担を強いることになり、溝渕氏が強調する等置論の観点からも妥当でない。このため、情報伝達上の組織編成義務の人的範囲や情報の範囲を限定する必要があるが、本論文では、この点が十分に検討されていない。また、理論面では、法人の法的性質論への意識がやや薄く、このため、情報伝達上の組織編成義務違反の効果が、法人の悪意擬制であるのか、他人の悪意を法人の悪意と同視するのか明確でない。

しかし、これらは、溝渕氏が今後取り組んでいくべき課題であり、本論文の価値を大きく損ねるものではない。また、これらの疑問の一部は、別に報告するとおり、最終試験において一定の回答が示された。

以上のとおり、審査委員は一致して、本論文が、博士の学位に値するものであるとの結論に至った。